

トレイル溶鉱所事件に関する一考察

佐 伯 富 樹

は じ め に

- I. 國際合同委員会の勧告および仲裁裁判における法理
- II. 仲裁裁判所判決に対する学者の評釈

お わ り に

は じ め に

国際的な環境問題が国際法上とりあげられるようになってきた現在において、トレイル溶鉱所事件 (The Trail Smelter Arbitration)¹⁾ はあらゆる点から避けることのできない事件であり、現在発達しつつある国際環境法において、つねに重要な位置をしめると思われる。本事件の概要は以下のとくである。²⁾

カナダ領ブリティッシュ・コロンビア、トレイルの近郊にあるトレイル溶鉱所は、1896年から亜鉛と錫の溶鉱精錬をはじめたが、1925年と1927年に高さ409フィートの煙突二基を増設し生産高が増大した。このため、従来よりも多量の亜硫酸ガスが上昇気流にのり、コロンビア河の渓谷にそってアメリカ合衆国領のワシントン州に入り、ワシントン州の農作物や森林に損害をおよぼした。合衆国側は、煙突が高くなつたため、合衆国の被害地域が拡大され、1925年から1931年にいたるあいだに、トレイル溶鉱所から放出される二硫化硫黄のためにワシントン州内に損害が生じた、と主張したのである。

本件は、1909年の英米境界水条約（以下、境界水条約）³⁾により設置さ

れた国際合同委員会に付託されたが、その勧告は、合衆国側に受け入れられず、1935年に合衆国とカナダとの間に仲裁裁判条約（以下、オタワ条約）が締結され、本件は解決されることになったのである。当該仲裁裁判所は最終判決において次のように述べている。⁴⁾

“すなわち、合衆国の法と同じように、国際法の諸原則によれば、いかなる国家も、事案が容易でない重要さをもち、その損害が、明白かつ確信を与える証拠方法によって立証される場合には、他国の領土において、又は他国の領土に対して、もしくは、他国内の財産又は人に対して、煙霧(fumes)によって損害を生ぜしめるような方法をもって、自己の領土を使用し、又は、その使用を許す権利を有するものではない。”

現在、かかる国家の義務は、ストックホルムで開催された国連人間環境会議において1972年6月16日採択された“人間環境宣言”にもうたわれ、⁵⁾環境に関して自国の領域を隣国の住民に有害をおよぼすような方法で使用することを国家は防止しなければならない、という義務は、すでに慣習国際法上の原則として確立しているといわれる。⁶⁾ このようにみると、トレイル溶鉱所事件は「一般的に、国際的な公害防止を目的とする法の整備にとり」大きな意義を有しているのである。⁷⁾ そして、この観点からあらためて本事件を検討しようと思うが、国際環境法上、本事件は、次の相互に関連した三点に検討の価値を有していると思われる。まず、第一点は、本事件を最終的に解決した仲裁裁判の判決が根拠とする国家の義務、又は領域国の行動基準はなにかということである。⁸⁾ 第二点は、「何らかの新しい国際不法行為概念を設定しているわけではない」⁹⁾ が「損害に関する国家の賠償責任について従来の厳格な過失責任主義の要件を離脱しており」¹⁰⁾といわれる国家責任の問題である。第三点は、本判決における injunction(禁止命令) の現代的意義であり、第四点は、国際公害防止のための国家間のシステムの問題である。¹¹⁾

我国において、本事件は、国家責任および国際法上の権利濫用の法理を中心とりあげられてきたと思われるが、¹²⁾ 本稿においては、前述の第

一の点、すなわち本判決が根拠とする国家の義務とはなにかについて、*injunction* に言及しながら、仲裁裁判の判決ならびに、その後の本判決に対する各学者の評釈から検討してみたいと思う。

- 1) 本稿における判決文は、次のレポートを参照した。3 United Nations Report of International-Arbitral Awards (以下 3 U. N. R. I. A. A.), なお本事件に関しては、太寿堂鼎「トレイル熔鉱所事件」田畠編『ケースブック国際法』(有信堂1972年) 所収, pp. 231~234. 内田力蔵「トレイル・スマルター事件—ビキニ事件のための資料として—」ジュリスト第92号 pp. 7 ~12. 入江啓四郎『国際法解義』(成文堂, 1971年) pp. 55~58 参照。
- 2) 内田力蔵, 前掲論文 pp. 7~8 参照。
- 3) 1909年の英米境界水条約および1935年のオタワ条約の邦訳は、拙稿、資料「1909年境界水条約および1935年オタワ条約」中京大学教養論叢第15巻2号 pp. 271~286参照。
- 4) 3 U. N. R. I. A. p. 1965 内田力蔵, 前掲論文 p. 11一部引用
- 5) 「人間環境宣言」原則第21は「…, 自国の管轄権または規制権の範囲内における諸活動が、他国の環境または国家的管轄権の範囲を超えた地域の環境に損害を与えないようにする責任を負う」と宣言している。環境科学研究所編『人間環境宣言』(日本総合出版機構, 1972年) p. 15引用
- 6) Cf. L. Oppenheim—H. Lauterpacht, «International Law» (8ed) Vol. 1 pp. 290~291 山本草二『国際社会と法』(日本能率協会, 1974年) p. 153参照。
- 7) 太寿堂鼎, 前掲判例研究 p. 233 引用
- 8) 山本草二「現代国際法における無過失責任原則の機能」国際法外交雑誌第69巻2号 p. 16 参照。
- 9) 10) 同上 p. 12 引用
- 11) Cf. L. F. E. Goldie, "The Nuclear Tests Cases: Restraints on Environmental Harm", 5(No. 3) Journal of Maritime Law and Commerce (1974) p. 492. J. L. ハーグローブ (J. L. Hargrove) は、同じような観点から本判決が、熔鉱所の排出許容基準を定める効果をもつ特別規制制度を確立したとみなしている。See J. L. Hargrove (ed)『Law Institutions, and the Global Environment』(Oceana 1972) p. 95. なお、一般的な大気汚染の制御システムについては、次の論文を参照。Cf. E. G. Lee, "International Legal Aspects of Pollution of the Atmosphere", 21 U. of Tronto Law Journal (1971) pp. 203~210.
- 12) 例えば、国家責任については、山本草二, 前掲論文 pp. 11~13。太寿堂鼎,

前掲判例研究。権利濫用の禁止の原則については、入江啓四郎「国際法における権利濫用」法律時報第30巻10号 pp. 47～50.

I. 国際合同委員会の勧告および仲裁裁判における法理

本事件は、前述したごとく1935年4月15日に合衆国と英國によって署名されたコンプロミーの性格をもつオタワ条約（ブリティッシュ・コロンビアのトレイル溶鉱所の活動から発生した紛争を解決する条約）により仲裁裁判で解決された。しかし、それ以前に本件は、境界水条約¹⁾³⁹⁾（境界水および合衆国とカナダの間に生じる問題に関する大英帝国と合衆国間の条約）により設けられた国際合同委員会（International Joint Commission）に付託されたのである。このため本項においては、国際合同委員会のトレイル溶鉱所事件に対する動きと限界をのべ、仲裁裁判において適用された法理をみていきたいと思う。

(A) 国際合同委員会の勧告

国際合同委員会（以下、委員会）は、本事件について検討をおこない報告書を提出したが、委員会への付託およびその後の経過の概要は、次のとおりである。²⁾

本事件が正式に合衆国によってとりあげられたのは、1927年6月であるが、合衆国政府は、同年12月に委員会への付託をカナダへ申し出たのである。すなわち、1909年英米境界水条約第9条にもとづき調査ならびに勧告を含む報告を委員会にもとめたのである。両政府が最終的に合意し、委員会へ付託したのは翌年8月7日であった。³⁾ 両政府は、委員会へ本事件に関して五問題付託したが、問題の第一は、「ワシントン州内の財産がブリティッシュ・コロンビアのトレイルにある溶鉱所からの煙霧によって損害を受けたその範囲」、第二の問題は、「過去の損害をワシントン州内の合衆国の利害関係者（interests）に補償する賠償額」であった。委員会は、1931

年2月28日に全会一致の報告書を提出したが、この報告書は第二の問題に関して次のように述べている。

“下記に言及されているように、本年の間トレイルの溶鉱所から排出される硫黄性の煙霧 (sulphur fumes) が減少するのを期待することができる、委員会は、1932年1月1日以前までに、かかる煙霧について合衆国利害関係者に補償する賠償額を決定するのが賢明であると思った。委員会は、あらゆる過去の損害および1932年1月1日以前までのあらゆる損害は、合計35万ドルである、という意見に達し決定する。但し、上記の額は、1932年1月1日以後発生すべき損害については、アメリカ、カナダ両国政府の行う算定額にたいし、会社は即時支払うべきこと。”⁴⁾

委員会の勧告は、カナダ政府にとって満足すべきものであったが、1933年2月に、合衆国政府により拒否されてしまったのである。

国際合同委員会を設立した1909年の英米境界水条約において汚染に関する規定は第4条だけであり、当該条文の関連部分は、次のとおりである。

“締約国は、さらに以下のこととに合意する。境界水としてここに定義された水および境界を横断して流れる水は、相手国側の健康、財産を損うよう兩国側において汚染されるべきではない”

この関連規定から理解されるように、「汚染」または「損う」という言葉についてどのような定義もされていない。⁵⁾ また、委員会は、この問題について、特別な権限あるいは、義務を履行するための手続きもまったく付与されていないのである。⁶⁾ このため、本条約が署名されて以来、第4条の関連部分は、両国の要求の解決のためよりも、研究および調査の際の協力のための基礎として使用してきたのである。⁷⁾ さらに注意しなければならないことは、本条約の汚染問題は、あくまでも水汚染に限定されていることである。このためにトレイル溶鉱所事件のような大気汚染の問題は、この条約の第9条によって処理されたのである。第9条の関連部分は、次のとおりである。

“合衆国とカナダ自治領との共通国境地帯にそい、相手国またはその住民との関係で、権利、義務または利害を含み、締約国間に生じるその他のいかなる問題または事項も、国際合同委員会へ検討および報告のために以下のときに適宜付託される。”

この条文からも明らかなように、本条は、大気汚染に関して特別に規定されている部分ではなく、非常にその対象は広範囲にわたっている。実際、本条は両政府により非常に幅広い問題に対して使用されてきたが、大気汚染に関する問題としては、本事件を含めて現在まで二件だけであった。⁸⁾

トレイル溶鉱所事件の委員会段階における問題点としては、第一に、カナダが単純に損害の責任をとったことがあげられる。委員会への付託の時点で、すでにこの責任の問題は委員会が取り上げる必要がなくなってしまったのである。⁹⁾ このように付託された問題が、損害をうけた範囲、賠償額および将来こうむるおそれのある損害に対する賠償等に限定されていたために、国際法上、国家は隣接国に対してどのような義務があるのか等については、まったく判断が示されない結果になってしまったのである。第二の点として、第9条により委員会へ付託された問題に関する委員会の報告が、両当事国に対してなんら法的拘束力は有していない点があげられる。すなわち第9条の関連部分は、“委員会のかかる報告書は…決定としてみなされず、仲裁裁判の性格を決してもたない”と規定されている。委員会が、拘束力を持つべきか否かは立法政策上議論の余地が残ると思うが、¹⁰⁾ 結果的には、カナダ自治領が受理した委員会の報告書を、合衆国側が受理せず、仲裁裁判への道を開き、オタワ条約締結にいたったのである。

(B) 仲裁裁判における法理

両政府が仲裁裁判所に付託した問題は、コンプロミーであるオタワ条約の第3条に示されている。すなわち

(1) 1932年1月以降、トレイル溶鉱所によってワシントン州内に損

害がひきおこされたかどうか。そして、もしそうであるならば、どのような損害賠償が支払われるべきであるか

(2) もし前記の問題の最初の部分についての回答が肯定的であれば、トレイル溶鉱所は、将来において、ワシントン州内でそのような損害をひき起すことを止めるように要求されるべきであるかどうか。そして、もしそうであるならば、どの程度そうすべきであるか。

(3) 第(2)の問題の回答如何によることであるが、どのような措置または体制が、トレイル溶鉱所によって採用または維持されるべきであるか。

(4) 第(2)および第(3)の問題にしたがって裁判所が下した決定により、どのような賠償または補償が支払われるべきであるか。

付託されたこれらの問題は、おおきく二つに分類されることができる。一つは、「損害賠償額算定の基準」の問題であり、他は、主として「禁止命令」の問題になるわけである。¹¹⁾

これらの付託された問題を解決するにあたって合意にいたった裁判基準は、オタワ条約第4条の次の条文である。

“裁判所は、アメリカ合衆国における同種の問題を処理する際に遵守された法および慣行を国際法と国際慣行と同じように適用し、裁判所は、締約国がこの事件に関連するすべての関係当事者にとって公正な解決にいたることを希望していることに考慮を払う。”

判決においては、第(2)の問題に関して、合衆国において遵守されている法を基礎にするか、国際法を基礎にして答えをだすべきか、が問題であるしながら、結局、この問題は、ここで解決される必要がないと判断している。その理由として、“なぜなら、空気の汚染について合衆国の州の準主権的権利をとりあつかう場合に、合衆国において遵守される法は、国際法の一般原則と合致するとともに、またそれよりも明確だからである”¹²⁾ と述べている。そして、国際法廷の先例に言及して、“国際法廷によってとりあつかわれた大気汚染事件にたいして、当該裁判所の注意がう

ながされたものは一つとしてなく、また当裁判所も、およそかかる事件を知らない。もっとも近いアナロジーは、水汚染のばあいである。しかし、ここでもまた、国際法廷の判決は、一つも引用されないかもしくは見つけだされなかった”¹³⁾ と裁判所はのべている。このようにして裁判所は、合衆国最高裁判所の大気と水の汚染に関する判決を国際法のこの分野に採用することは、正当であろう、と述べ、その点に関して次のような理由をかかげている。

“合衆国最高裁判所が、連邦の州際紛争またはかかる州の準主権的権利 (the *quasiso*vereign rights) に関する他の紛争を処理する際に確立した先例は、国際法において何ら反対の準則 (rule) が有力ではなく、そして、かかる先例を排斥するいかなる理由も、合衆国憲法に固有な主権にたいする諸制限から引証される (adduced) ことが不可能な場合には、国際的な事件においてアナロジーによりこれにしたがうことが合理的だからである”¹⁴⁾

裁判所が本事件において参考にした合衆国最高裁判所判例は、主なものは次の三件である。¹⁵⁾ 第一是、State of Missouri v. State of Illinois (200 U.S. 496)，第二は、State of New York v. State of New Jersey (256 U.S. 296)，そして、State of Georgia v. Tennessee Copper Company and Ducktown Sulphur, Copper, and Iron Company (Limited) (206 U.S. 230) である。これらの事件のなかで、仲裁裁判所がとくにとりあげた法理についてのべてみる。まず、禁止命令が拒否された例として State of Missouri v. State of Illinois (200 U.S. 496, 521) をとりあげ、パブリック・ニューサンスに適用される法原則を確認している。この事件で引用された判決文は、“…当裁判所が干渉すべきことになるに先だって、事案は、容易ならぬ大きさのもの (of serious magnitude) で、明白かつ十分に立証され (clearly and fully proved) なければならぬ。また、適用されるべき原則はすべての反対側の考慮に対抗して、裁判所があえて維持しようと覚悟しているものでなければならぬ

い”である。¹⁶⁾ 次に、最近の判例として、State of New York v. State of New Jersey (256 U.S. 296, 309) をとりあげ禁止命令の要件を求めている。裁判所は、この事件の判決文のなかで、“…訴状に主張されていることを裏づけることについて、ニューヨーク州にたいし課せられる責任は、私的当事者のあいだのふつうの訴訟における原告に課されるものよりは、はるかに大きいということがそれである。当裁判所を動かして、一つの州の訴えにより他の一つの州の行動を統制することについての当裁判所の非常的な権能を行使させることができるに先だって、そのおこなわれるおそれのある権利の侵害は、容易ならぬ大きさのものでなければならないし、また、それは、明白かつ確信を与える証拠方法によって立証されなければならない”¹⁷⁾とのべている。仲裁裁判所は、上記の判決文を引用したのちに、“最高裁判所が憲法にもとづくその権能について、同事件において述べているところは、条約にもとづいて当裁判所に附与された非常的な権能にたいして、ひとしく適用がある。連邦の各州のあいだにおいて、妥当することは、合衆国とカナダ自治領とのあいだの関係について、すくなくとも、ひとしく妥当するものである”¹⁸⁾とのべ、そして、大気汚染の判例として State of Georgia v. Tennessee Copper Company and Ducktown Sulphur, Copper and Iron Company, Limited 事件をとりあげている。仲裁裁判所は、本事件の判決文の一部を引用しているが、その主要部分は次のとおりである。“…州は、軽々に、金銭の支払いにかえて、準主権的な諸権利を放棄するように要求されるべきでない。そして、もし、それが州の選ぶところであるならば、州は、それらの権利に対する侵害が停止されるべきことを、主張してさしつかえない。… 当裁判所は、禁止命令によって生ずべき損害を原告が苦情を申し立てている損害にたいして均衡のとれたものにするについて、単一の政治権力に服する二人のうち、いずれを勝たせるかを決定する場合に当裁判所が有するであろうところのものと、まったく同一の自由を有するものではない。衡平法が、つねに考慮に入れる事項を排除するものではないが…。自

己の領土上の空気が、亜硫酸ガスによって、大規模に汚染されではならないということ、自領の山々の森林が……自己の統制の範囲外にある人たちの行為によって、さらに破壊され、または脅威にさらされではならないということ、〔また〕自領の丘陵の上の穀物と果樹が、その同じ淵源から危険におちいらしめられではならないということは、主権者としては、公正で妥当な要求なのである。……ジョージア州が、このような請求権を固執することによって自州の市民にたいして、利益よりは、むしろ損害を与えているか、どうかの点はジョージア州が決定すべきことである。”¹⁹⁾

これらの合衆国最高裁判所の諸判決を引用したのち、仲裁裁判所は、“カナダ自治領は、トレイル溶鉱所の活動について国際法上責任がある”と判決したのである。²⁰⁾

仲裁裁判所のこのような法理に対して、これ以後のべる問題点以外に種々の問題点があげられると思うが、まず、裁判規準を規定したオタワ条約第4条の起草段階における問題点をのべてみたいと思う。A. K. クーン(A. K. Kuhn)は、この条文が、*lex loci delicti* の原則に一致しており、ある州でおこなわれた行為が他の州で損害をひきおこした場合、“権利侵害の場所は、訴えられた不法行為に加害者が責任をもつために必要な最終的事件がおきる場所内である”という原則にも一致しているとのべ、合衆国の法と慣行を裁判基準に適用することに賛意を示している。²¹⁾しかし、オタワ条約の合衆国とカナダの両国起草者は、次のように考えていたのである。すなわち、問題は明らかに国際不法行為(tort)の一つであるが、国際的なニューサンスを処理できるような国際法がほとんど存在せず、そして *non liquet* を避けることに決定していたため、合衆国の法を裁判規準に適用しなければならないと考えたのである。²²⁾さらにこの段階で注意を払わなければならない点は、なぜ、カナダ自治領の法を拒否し合衆国の法を裁判規準に適用したか、という点である。この理由として、カナダ側が、カナダ自治領の国内裁判所の先例に仲裁裁判所が影響をうけるのをおそれていた点があげられる。すなわち、カナダのニューサンスの法

が溶鉱所側にとって好ましくなく、合衆国最高裁判所の判例が、産業と農業に与える効果のバランスがとれていたのである。²⁴⁾

コンプロミーであるオタワ条約の第4条が以上のような経過をたどって起草されたことに留意しなければならない。次にこの裁判規準に対して、仲裁裁判所がどのような態度をとったか注目してみたいと思うが、全体を通して仲裁裁判所は第4条を重要視していないように思える。合衆国の法と慣行に言及したのはわずかに「損害 (damage)」の本質を定義することに関してであって、合衆国の法と慣行を実体的問題に適用しなかった、といわれる。²⁵⁾ 具体的にみてみると、仲裁裁判所は前述したごとく、“……合衆国において遵守される法は、国際法の一般原則と合致するとともに、……”とのべ“合衆国最高裁判所が…確立した先例は、国際法において何ら反対の準則 (rule) が有力ではなく、……不可能な場合には、国際的な事件においてアナロジーにより、これにしたがうことが合理的だからである”とのべている。オタワ条約の起草者達が、*non liquet* を避けるために、第4条に明示した「合衆国の法と慣行」を、裁判規準に用いる根拠を仲裁裁判所はあらためて検討しているのである。仲裁裁判が、裁判規準として「合衆国の法と慣行」を適用するか否かはコンプロミーによって判断されるべきであろう。仲裁裁判所が、あらためて何を裁判規準にすべきか判断する権限はコンプロミーであるオタワ条約によっても付与されていないし、オタワ条約の起草者達の意思をも無視してしまうことになる。さらに注意しなければならない点は、“合衆国において遵守される法は、国際法の一般原則と合致するとともに、…”とのべているが、このような法理論を認める国際法上の原則は存在しない。²⁶⁾ 確かに、合衆国最高裁判所において国際法が国内法と同様に適用されることは、コモン・ローの原則からも明らかである。²⁷⁾ しかしながら、この逆は、国際上、当然な事としては、認められていないのである。このような仲裁裁判所の態度から、仲裁裁判所が、“コンプロミーのより限定的な言葉にもかかわらず、国際法の権威のある裁断者 (arbiter) のようにふるまってきたように思える”²⁸⁾ の

である。次に仲裁裁判所の法理の弱点としてあげられるのは、裁判所が「合衆国の法と慣行」を精密な検討をおこなわず、アナロジーにより国際社会の紛争へ適用させたことである。²⁹⁾ このように州際事件のアナロジーによって、国家間の紛争を処理する方法は、基本的には州が国家の主権の特質を多く有しているからであり、州自体が当事者になった紛争において、連邦法および前述したごとく国際法の一般原則が適用され、解決されたこともある。³⁰⁾

しかしながら、国際法における主権を連邦の州がもっていないことは明確であり、国際法と国内法の二つの法体系の根底にある諸原則が、類似のものであるかどうかを確認せずに、類似の用語を基礎にしてアナロジーしがちなことにも注意しなければならない。³¹⁾ 裁判所が、はたしてこのような事を念頭においてアナロジーしたか問題になろう。仲裁裁判所の最終判決にも引用されている“そのおこなわれるおそれのある権利の侵害は、容易ならぬ大きさのものでなければならぬし、また、それは明白かつ確信を与える証拠方法によって…”は、*State of New York v. State of New Jersey* (256 U.S. 296, 309) の判決文であるが、権利の侵害がなぜ容易ならぬ大きさのものでなければならないのか、換言するならば、合衆国最高裁判所が、なぜ州間の異常な事件にのみ干与できるのかを考えねばならない。この理由として考えられるのは、権利の侵害が *de minimis*なものであるにもかかわらず、合衆国最高裁判所が個々の州間の紛争に干与すると、憲法によって付与された連邦の権限と州の権限との間の微妙なバランスをくずすおそれがあるためである。³²⁾ このように考えるならば、合衆国最高裁判所が州際事件で慎重に熟慮する法理論は、独立国家によって *ad hoc* な仲裁裁判所へ付託された国際紛争において、同等の力で適用されることができないのであって、合衆国最高裁判所の先例が国際紛争に適用されることが可能なためには、まず、先例が連邦国家特有の特徴ある関係によって定まっていなかった、ということを確認しなければならないのである。³³⁾

また、State of Georgia v. Tennessee Copper Company and Ducktown Sulphur, Copper and Iron Company の前述したホームズ判事の判決文は、仲裁裁判所がニューサンスの完全な自力救済 (abatement) よりも制限された救済 (relief) を認める権限をもっている、という主張を支持するために仲裁裁判所自身によって引用されたが、³⁴⁾ “仲裁裁判所によって引用された合衆国最高裁判所の判決部分の問題点は、個々の州の他の州に対する権利に関するものであった”³⁵⁾ といわれている。また、当該事件が州際事件であるならば、最高裁判所はどのような態度を示したか等も興味のある問題である。³⁶⁾

トレイル溶鉱所事件においてアナロジーされた合衆国最高裁判所のパブリック・ニューサンスに関する諸判決は、禁止命令の内容にきわめて柔軟性があるといわれる。この理由は、アナロジーされた州際事件が、準主権者としての州と州とのあいだの事件であるという権力的な側面からでてくる結果としてとらえられている。³⁷⁾ しかしながら、国際法上の主権を有する国家と準主権者としての州は、あくまで異なるものであり、国内法の諸原則を注意せずに国際法に導入するのは危険である。国内法をアナロジーする場合、国際裁判所の任務は、“私法の規則および制度を想起させる特徴または用語を、直接に、これらの規則および制度を導入するものとみなすよりは、むしろ政策および原則 policy and principles を指示するものとみなすことである。”³⁸⁾ 仲裁裁判所が、本事件においてこの点を留意したかどうか疑問である。

- 1) カナダ自治領は、1923年まで完全な条約締結権をえていなかったので、本条約はカナダに代って英國により署名された。しかしながら、条約はカナダによって完全に実施された。See J. L. Hargrove (ed),『Law, Institutions, and The Global Environment』(Oceana, 1972) p. 356 Note. 35.
- 2) Cf. 3 U. N. R. I. A. p. 1918.
- 3) 1909年の境界水条約第9条は、一カ国だけでも委員会へ紛争を付託できると規定しているが、現実には、両政府の共同または同時の要請によって付託された。See R. B. Bilder, “Controlling Great Lakes Pollution: A

Study in United States-Canadian Environmental Co-operation,"

[J. L. Hargrove (ed), op.] p. 303.

- 4) 入江啓四郎『国際法解義』(成文堂, 1971年) p. 56 参照。Cf. "Report of the International Joint Commission, United States and Canada" 25 A. J. I. L. (1931) p. 540.
- 5) 今日までに、欧州諸国との間で約40そして欧州以外の諸国との間で10の二国間協定が、汚染から水を保護することを特に目的として起草されてきたといわれるが、これらの協定のいくつかは、「汚染」を定義せずに一般的な用語で汚染防止について規定している。Cf. A. Wolman, "Pollution as An International Issue," 47 Foreign Affairs No. 1 (1968), p. 168.
- 6) Cf. R. B. Bilder, op. p. 306.
- 7) See J. P. Erichsen-Brown, "Legal Implications of Boundary Water Pollution," 17 Buffalo Law Review (Fall 1967) p. 65.
- 8) その他の大気汚染のケースは、1949年のデトロイト・ウインドソア (Windson) 地帶の大気汚染の問題 (Docket No. 61) である。なお、この問題については、See M. M. Whiteman, "Digest of International Law" Vol. 3, p. 855. 1968年現在、委員会はその他二件の大気汚染問題をかかえている。詳細は、See G. A. Rempe III, "International Air Pollution-United States and Canada-A Joint Approach," 10 Arizona Law Review (Summer 1968) p. 143.
- 9) このように、カナダが単純に損害の責任をとったために、仲裁裁判所が国際法の重要な (critical) 問題を避けた、という意見がある。See A. Wolman, op. p. 170.
- 10) この点について、カナダ側の議長 (General A. G. McNaughton) は、“国際合同委員会へ取り締る (policing) 権限が付与されていない真の理由は、國家の権限をこえる権限をもつ超国家 (a super power) になるのを妨げるためであった”とのべ、公平な解決は、相互信頼等を基礎にして達成されることがある、とのべている。See G. A. Rempe III, op. p. 144.
- 11) 内田力藏「トレイル・スマルター事件—ビキニ事件のための資料として—」 シュリスト92号, p. 8 参照。
- 12) Cf. 3 U. N. R. I. A. A. p. 1963, 内田力藏, 同上, p. 10 引用。
- 13) Cf. Ibid., p. 1963, 内田力藏, 同上, p. 11一部引用。
- 14) Cf. Ibid., p. 1964, 内田力藏, 同上, p. 11一部引用。
- 15) これらの事件の詳細な内容は、内田力藏、「水と空気の汚染による公的妨害についての合衆国の一、三の州際事件—ビキニ事件のための資料として—」 シュリスト Vol. 95, pp. 26~33を参照。なお、これ以後において当該論文

- を引用する場合、傍点を削除した。
- 16) Cf. 3 U. N. R. I. A. A. p. 1964. 内田力蔵, 同上, p. 29 引用。
 - 17) Cf. Ibid., p. 1964. 内田力蔵, 同上, p. 27, p. 26引用。
 - 18) Cf. Ibid., p. 1964. 内田力蔵, 「トレイル・スメルター事件——ビキニ事件のための資料として——」ジュリスト Vol. 92, p. 11引用。
 - 19) Cf. Ibid., p. 1965. 内田力蔵, 「水と空気の汚染による公的妨害についての合衆国二, 三の州際事件——ビキニ事件のための資料として——」ジュリスト Vol. 95, p. 32引用。但し, *a sovereign* は“主権国家”的訳をそのまま引用せず, “主権者”とした(傍点部分)。
 - 20) See Ibid., p. 1965.
 - 21) A. P. レスター (A. P. Lester) は, 次の点をあげている。(イ) トレイル溶鉱所が合衆国の領土に対する煙の地役権 (a smoke easement) を得ることができたかどうか, 仲裁裁判所は判断を示していない。(ロ) 証明された事実は, 國際法のもとで合衆国の主権を侵害したか否か, を仲裁裁判所が示していない。Cf. A. P. Lester, "River Pollution in International Law," 57 A. J. I. L. (1963) p. 837.
 - 22) Arthur K. Kuhn, "The Trail Smelter Arbitration—United States and Canada," 32 A. J. I. L. (1938) cit., p. 788.
 - 23) Cf. J. E. Read, "The Trail Smelter Dispute," 1 The Canadian Yearbook of International Law (1963) p. 227.
 - 24) See Ibid., p. 227.
 - 25) Cf. A. P. Rubin, "Pollution by Analogy: The Trail Smelter Arbitration," 50 Oregon Law Review (1971) p. 268. なお, 「損害」の定義ならびに仲裁裁判所が「損害」をどのように判断したかは, 同論文の pp. 265~266 参照。
 - 26) See F. J. Berber,『Rivers in International Law』 (Oceana, 1959) p. 175.
 - 27) この点, 合衆国初代法務長官 (Randolph) の「國際法は憲法その他の国内法によって特別に受容されることがなくても, 本質的に国内法の一部をなすものであり, その義務はその始期を国家の独立の時と同じくし, 国家の存続する限り存続する」という言葉は参考になるであろう。畠村 繁「國際法と国内法との効力関係に関するアメリカの慣行」法学論叢第59巻6号 p. 88 引用。
 - 28) A. P. Rubin, op. cit., p. 268.
 - 29) A. P. ルビンによれば, アナロジーにより合衆国の先例が國際法の分野へ“直観的に(intuitively)”適用きた, とまで言っている。Cf. Ibid., p. 269.
 - 30) Cf. D. Schindler, "The Administration of Justice in the Swiss

- Federal Court in International Disputes.*” 15 A. J. I. L. (1921) p. 154.
- 31) Cf. A. P. Lester, op. p. 845.
 - 32) Cf. A. P. Rubin, op. p. 269.
 - 33) See Ibid., p. 270.
 - 34) Cf. Ibid., p. 270.
 - 35) Ibid., cit., p. 271.
 - 36) See A. P. Lester, op. p. 838.
 - 37) 内田力蔵「水と空気の汚染による公的妨害についての合衆国の二、三の州際事件—ビキニ事件のための資料として—」*ジュリスト Vol. 95*, p. 33参照。
 - 38) McNair の西南アフリカ事件 (I) における個別意見 (I. C. J., 1950 p. 148)。皆川洸『国際法判例要録』(有斐閣, 1962年) p. 11引用。
 - 39) 境界水条約の成立過程については次の論文を参照。Cf. W. L. Griffin, “A History of the Canadian-United States Boundary Waters Treaty of 1909”, 37 U. of Detroit Law Journal (1959) pp. 76~95,

Ⅱ. 仲裁裁判所判決に対する学者の評釈

前項でのべたように、判決は、合衆国内および合衆国の州際事件を解決する際に適用されてきたパブリック・ニューサンスの理論をアナロジーして下されたと思われる。しかしながら、この仲裁裁判の法理を国際法上どのようにとらえるかに関して種々の見解がある。本項においては、それらの意見を記してみたいと思う。

まず、これらの意見は大きく二つに分類される。一つは、*equity* の原則もまた仲裁裁判所において適用された、とする見解であり、他は、各国の国内法の原則の観点から仲裁裁判所の判決の法理をとらえようとする見解である。

前者を主張する学者は少数であるが、C. W. ジェンクス (C. W. Jenks) をとりあげる。¹⁾ 彼は、トレイル溶鉱所事件が不法行為 (tort) に関する国際法の指導的役割をはたしたこと認めながらも、本事件が“国際判決における *equity* の役割に関する指導的権威”²⁾ をもつ、とのべている。その理由として、彼は、コンプロミーであるオタワ条約第4条の後

段“裁判所は、締約国がこの事件に関連するすべての関係当事者にとって公正な解決にいたることを希望していることに考慮を払う”に注目し、*equity* が裁判規準にとり入れられたとする。そして、仲裁裁判所が裁判所の手続問題に関して、および、両当事者の実体的責任を決定する際に、³⁾ この *equity* の原則を適用した、とのべている。第4条の当該部分が起草される段階において、合衆国およびカナダ自治領側の起草者達は、外交交渉において両当事者が受諾可能な結論というものは、その結果がすべての関係当事者にとって恒久的に適する結論でなければならない、と考えたのである。⁴⁾ この思想が第4条の後段に反映され、ひいては前文の“恒久的な解決をはかる希望と必要性を確認し”の文章にあらわれたと思う。G. グラーン (G. von Glahn) も、仲裁裁判に *equity* の原則が適用された、と考えている。⁵⁾ 彼は、この裁判において示された国家の義務は、条約法によってはあまり認められていないが、この義務の存在を「正義 (Justice) の一般原則」が示しているように思えるとのべ、この信念は、1909年の境界水条約にまでさかのぼる多くの二国間条約の締結により支持されている、と主張する。⁶⁾

次に、各の国内法の法原則が、本事件に適用されたとする見解をのべてみる。まず「善隣 (Good Neighborliness) 関係の原則」が、本事件に適用されたとする説をとりあげる。L. F. E. ゴルディ (L. F. E. Goldie) は、1929年9月10日常設国際司法裁判所が下した「オーデル河国際委員会の地域的管轄権に関する事件（以下、オーデル河国際委員会）」⁷⁾ の判決の原則が、トレイル溶鉱所事件にも適用された、と考えるのである。⁸⁾ 「オーデル河国際委員会」事件において、この原則を判示した点は、次のとおりである。

“しかし单一の水路が、二以上の国の領域を貫流し、または分つことから生ずる具体的事態を、諸国がどのように顧慮してきたかを考え、そしてこの事実が浮彫にする正義の要請と効用の考慮をみたす可能性を考えるときは、直ちに、上流国そのための航行権という観念ではなくて、沿岸国の利

益共同 *community of interests of riparian states* という観念のなかに、問題の解決が求められてきたことが知られる。……、その本質的特徴は、河川の全水路の利用において、すべての沿岸国は、完全に平等であり、どの沿岸国も、他の沿岸国に対して、なんらかの優先的特権をもつことを排除されるということである。”⁹⁾

ただし、この「オーデル国際河川委員会」事件の判決が「善隣関係の原則」の問題と関係ないという見解もある。¹⁰⁾ ゴルディ以外に本事件において「善隣関係の原則」が適用されたとするのは I. ブロゥンリー (I. Brownlie) で、彼は、「国内のシステムから導入された隣接権 (neighbourhood rights) の概念」に本判決で適用された原則をもとめることが望ましい、とのべている。¹¹⁾

トレイル溶鉱所事件が、コンプロミーであるオタワ条約によって最終的に解決されたのは確かであるが、一般的に「善隣関係の原則」が、国際法上の原則として妥当するか否かについて議論のあるところである。F. J. ベールバー (F. J. Berber) は、次の三点から「善隣関係の原則」を否定している。¹²⁾ (1) 善隣の一般原則の存在は、国内法システムにおいて見いだされることができる規定 (arrangements) から示されることは不可能である。これらは、各國において、原則においても詳細な点においてもことなっている。(2) 不明確な一般的な法式のみが、国内法から導きだされることができる。現実的な適用をおこなうためには、それらは特別な規定でより詳細にさだめられねばならない。(3) 隣接関係から導きだされる国内法と国際法との間の各々の広範囲なアナロジーは、避けられねばならない。すなわち、前者は財産 (property) への制限を含み、後者は主権への制限を含むからである。このような意見に対して、「善隣関係の原則」を認める人も、必ずしも明確な概念で当該原則を把握しているわけではない。L. F. E. ゴルディは、この原則が尊敬 (respect) と承認 (recognition) の幅広い規準を要求し、さらにこの原則は、高次の価値、「世界人権宣言」第3条に規定されている『生存権』¹³⁾ によって基礎づけられる基本

的政策概念としてとらえているのである。¹⁴⁾

次に、本判決で適用された原則を「権利濫用の原則」にもとめている例をあげる。¹⁵⁾ A. C. キス (A. C. Kiss) は、トレイル溶鉱所事件をアノロジーによって「権利濫用の原則」を適用した判決としてとらえ、本判決文から二つの意義をひきだしている。一つは、“国家の権限の行使に、濫用の禁止によってひきおこされた制限が存在する”という確認であり、他の意義は、“この規則 <*per analogiam*> の適用により、裁判所は、濫用禁止の範囲 (portée) が国家の権限のおよぶすべての領域に拡大していることを認めている”という点である。¹⁶⁾ A. C. キス以外に「権利濫用の原則」の適用としてとらえているのは、J. G. スターキ (J. G. Starke) である。彼は、「国家間における隣国との交流に関する原則」の項のなかで、本事件は、“たぶん国内法の権利濫用の禁止に関連した原則”が適用された事件の一つとして考えている。¹⁷⁾

最後に、「ニューサンスの理論」が適用されたとする見解を紹介する。すなわち、トレイル溶鉱所事件によって示された国家の義務は、<*sic utere tuo ut alienum non laedas* (他人の物を汝が害せざるように、汝の物を使用せよ)> という格言が国家間の関係に適用された結果として把握し、この格言が英國の不法行為、「ニューサンスの理論」の基礎と考えるのである。¹⁸⁾ D. P. オコーネル (D. P. O' Connell) も「ニューサンスの理論」を適用したとのべ、法の一般原則が、「ニューサンスの理論」または「権利濫用の原則」として法式化されようとも、現在の国際的な環境問題解決のために適した規則を一般化することができる、と主張している。¹⁹⁾

以上、トレイル溶鉱所事件の仲裁裁判を各学者がどのように把握しているかを紹介した。

1) ブロッヌリーも *equity* の原則の適用例として本事件をあげているが、後述するように国内法の原則の観点から主にとらえているものと思う。Cf. I.

- Brownlie,『Principles of Public International Law』(2ed), pp. 26~27. Note. 9.
- 2) C. W. Jenks,『The Prospects of International Adjudication』(Stevens, 1964) cit., p. 408.
- 3) ジェンクスは、手続問題に関しては、手続規則第16条「…、仲裁裁判所は、国際法、正義および *equity* が要求するように手続をとる」をかかげ、実体的責任を決定する際に *equity* が機能した例として、農業と産業とのバランスを仲裁裁判所が重要視した点等をあげている。Cf. Ibid., pp. 409~410.
- 4) See J. E. Read, "The Trail Smelter Dispute" in The Canadian Yearbook of International Law (1963) p. 225.
- 5) 彼のいう「正義(justice)の一般原則」とは、「衡平と善」「衡平の考慮」とシノニムと思い、ここにとりあげた。田岡良一『国際法III』(新版) (有斐閣, 1973年) pp. 232~233参照。
- 6) See G. von Glahn,『Law among Nations』(6th Print.) p. 172.
- 7) (1929) P. C. I. J., Ser. A, No. 23 (A/B. 36)
- 8) Cf. L. F. E. Goldie, "Development of an International Environmental Law—An Appraisal." [J. L. Hargrove (ed),『Law, Institutions, and the Global Environment』(Oceana, 1972)] p. 130.
- 9) 皆川 洋『国際法判例要録』(有斐閣, 1962年) p. 119 より一部引用。
- 10) その理由として、「オーデル河国際委員会」事件は河川航行に関するものであり、さらに条約によって国際化された河川に関する事件のため、といわれる。See F. J. Berber,『Rivers in International Law』(Oceana, 1959) p. 218.
- 11) See I. Brownlie, op. p. 279.
- 12) Cf. F. J. Berber, op. p. 223.
- 13) 第3条は、「何人も、生存、自由及び身体の安全を享有する権利を有する」である。田畠、高林編『国際条約資料集(改訂版)』(有信堂, 1972年) p. 84 引用。
- 14) Cf. L. F. E. Goldie, op. p. 129.
- 15) 他の法原則とともに、「権利濫用の原則」に言及している学者は、I. ブロウシャリー、D. P. オコーネルである。See I. Brownlie, op. p. 279, D. P. O'Connell,『International Law』(2ed) Vol. 1. p. 592.
- 16) Cf. A. C. Kiss,『L'Abus de Droit en Droit International』(L. G. D. J., 1958) p. 62.
- 17) See J. G. Starke,『An Introduction to International Law』(8ed)

- pp. 101～102. 彼は、国連憲章第74条の「善隣主義」にふれながら本事件をその点からとらえていない。
- 18) Cf. L. Oppenheim-H. Lauterpacht,『International Law』(8ed) Vol. 1. pp. 346～347.
- 19) Cf. D. P. O' Connell,『International Law』(2ed) Vol. 1. p. 592.

おわりに

トレイル溶鉱所事件において、仲裁裁判所が隣接国に対する汚染防止義務をいずれに求めたか、判決、各学者の見解を引用しながら検討してきたが、最後にここでまとめてみたいと思う。

1. 仲裁裁判所は、コンプロミーであるオタワ条約第4条の裁判規準により結果的には本事件を解決した。
2. オタワ条約第4条の「合衆国の法と慣行」は、本判決において *<sic utere tuo ut alienum non laedas>* を基本原理とする¹⁾ 英米法のニューサンスの理論（特に、パブリック・ニューサンスの理論）にもとづくものである。
3. カナダ自治領の法的システムと伝統が、合衆国と多くの共通点をもっている観点からは、²⁾ オタワ条約第4条の前段は、実質的に「法の一般原則」と換言できる。
4. オタワ条約第4条の後段“すべての関係当事者にとって公正な解決にいたること”は、*equity* の原則を示したものと思われる。
5. 本事件における *equity* は、“合衆国の法と慣行”を修正し、³⁾ 裁判官の思考を導く指導原則として機能した。⁴⁾
6. ニューサンスの理論にもとづいた本判決は、他の法体系（特に、フランス法）からみると「権利の濫用の禁止の原則」にもとづくものと考えられる。⁵⁾

本事件の現代的意義をどのように把握するかは、特に責任の問題を中心に種々の意見があると思われるが、大規模な国際的な環境汚染に対し、ト

トレイン溶鉱所事件のたんなるアナロジーでは不十分と思われる。また、宇宙技術の発達とともに来る災害の可能性に対しても不十分であろう。⁶⁾

いずれにしても、発達しつつある国際環境法上におけるトレイン溶鉱所事件の正当な位置づけおよび意義を、あらゆる点から再検討する必要があると思われる。⁷⁾

- 1) 矢頭敏也「英米法におけるニューサンス研究への序説」早稲田法学第31巻3・4冊, p. 379 参照。
- 2) See C. W. Jenks, "Liability for Ultra-Hazardous Activities in International Law" Recueil des Cours, 1966-1, (tome 117) p. 121.
- 3) 将来において、完全に煙霧が合衆国側へ流入しないような措置を、合衆国側も主張していないし、裁判所も言及していない。これは逆の情況を考慮したものであろう。すなわち、合衆国側のバッファロー、デトロイト等の煙霧がカナダ自治領側へ流出している事實を考慮したものであろう。Cf. J. E. Read, "The Trail Smelter Dispute" 1 The Canadian Yearbook of International Law (1963) pp. 224~225. この点, A. P. ルビン (A. P. Rubin) は、放出 (emissions) が隣接国に損害 (damage) を生じる範囲内においてのみ汚染を禁止するという本判決で示された原則は、合衆国の憲法慣行のあやまったアナロジーにもとづくものであり、国際法の分野において変則の (anomalous) 結果を有する、とのべている。See A. P. Rubin, "Pollution by Analogy: The Trail Smelter Arbitration." 50 Oregon Law Review (1971) p. 281.
- 4) 田岡良一『国際法 III (新版)』(有斐閣, 1973年) pp. 237~239参照。
- 5) “すなわち英法は、被害者の権利をどう認めるかという立場からこの問題に接近し、大陸法は、加害者の地位をどう理解するかという立場（権利濫用もしくは権利相対性の理論）からこの問題を取扱っていたようである。”戒能通孝「権利濫用とニューサンス」法律時報第25巻2号 p. 3 引用。
- 6) Cf. Ivan A. Vlasic, "The Relevance of International Law to Emerging Trends in the Law of Outer Space," [『The Future of The International Legal Order』 Vol. 2] p. 304. ブラウンリーは、責任問題から本事件が宇宙活動にかなりの価値をもつ、とのべている。See I. Brownlie, "Principles of Public International Law" (2ed) p. 279.
- 7) Cf. A. P. Rubin, op. p. 259.

(1974年9月23日)